

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 16 年 12 月 22 日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第 62 号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

附則第 3 項各号列記以外の部分中「クリーンセンター若しくは」を「クリーンセンター又は」に改め、「又は環境局事業部まち美化推進課に勤務する職員（同課に勤務する職員については、清掃職務給を支給される職員に限る。）で職務の級が 6 級若しくは 7 級であるもの」を削り、同項第 1 号中「35,000 円」を「30,000 円」に改め、同項第 2 号中「16,000 円」を「11,000 円」に改め、同項第 3 号中「10,000 円」を「5,000 円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務局人事部給与課)